

市民課臨時窓口の開設について

3月下旬から4月上旬にかけて、引っ越し等に伴う住所異動が特に多くなることから、下記のとおり市民課に臨時窓口を開設します。

記

- 1 開設期間 3月25日(木)～4月4日(日)
- 2 開設時間 [平日夜間] 午後5時15分～午後7時
[土・日曜日] 午前8時30分～午後5時15分
- 3 開設場所 市民課(市役所西庁舎1階)
- 4 取扱業務

- 住民異動届(転入届・転出届・転居届等)の受付
- 住民票関係証明書・印鑑登録証明書・戸籍関係証明書・所得課税証明書・納税証明書(車検に係る軽自動車税納税証明書を除く。)の交付
- 印鑑登録の受付、戸籍届(婚姻届・出生届等)の受付

<参考>住民異動に伴う業務(各担当課で受け付けますので、必要な方には御案内します。)

国民健康保険の加入・喪失届、後期高齢者医療の受付、国民年金の加入・喪失届、児童手当認定請求・消滅届、こども医療受給資格登録申請、転入学指定通知書・転学通知書の交付

5 その他

- (1) 臨時窓口では、マイナンバーカードを利用した転入届等については受け付けできない場合がありますので、事前のお問い合わせをお勧めしています。
- (2) 市民課の臨時窓口開設期間中(3月29日(月)を除く)は、郡山市民サービスセンター(ビッグアイ6階)においても、開設時間に合わせ住民異動届及び戸籍届を受け付けます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口の混雑緩和に御協力ください。

【ポイント】混雑する時間帯を避けて来庁する

来庁せずに手続きできるものは積極的に利用する など



詳細は、ウェブサイトでご覧いただけます。

https://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/koseki_juminhyo/15381.html

郡山市役所では、

年度末お引越し
される方へ!

臨時窓口

を開設します



例年この時期は平日昼間の窓口が大変混雑し、ご迷惑をおかけすることがあります。
新型コロナウイルス感染症対策のため、比較的待ち時間の少ない『臨時窓口』を
ぜひご利用ください。

実施日時

※平日昼間は通常開庁となります

3/25
木曜日

3/26
金曜日

3/27
土曜日

3/28
日曜日

午後7時まで窓口を延長

午前8時30分～午後5時15分

3/29
月曜日

3/30
火曜日

3/31
水曜日

4/1
木曜日

4/2
金曜日

4/3
土曜日

4/4
日曜日

午後7時まで窓口を延長

午前8時30分～午後5時15分



臨時窓口取扱業務

- 住民異動届（転入・転出・転居等）の受付
- 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の交付
- 所得・課税証明書、納税証明書の交付
（軽自動車車検用の納税証明書を除く。）
- 印鑑登録の受付
- 婚姻届、出生届など戸籍届の受付

※戸籍届については、市民課窓口が開いていない時間帯は、
本庁舎東口にてお預かりしています。



住民異動に関連する 事務も受付しています

- 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の受付
- 児童手当、こども医療費助成制度の受付
- 小中学校の転校手続き

ご注意ください

- 土日は、上記以外の業務は取り扱っておりません。
- マイナンバーカード又は住基カードを利用した転入手続き（市外から郡山市へ）は、取り扱いできない場合があります。

実施
場所

郡山市役所 西庁舎1階 市民課

土日の出入口は、西庁舎駐車場から、庁舎に向かって右手側（西寄り）となります。

〈問合せ先〉
024-924-2131

<https://www.city.koriyama.lg.jp>

郡山市 臨時窓口 検索



新型コロナウイルス感染症対策のため、
窓口の混雑緩和に御協力ください



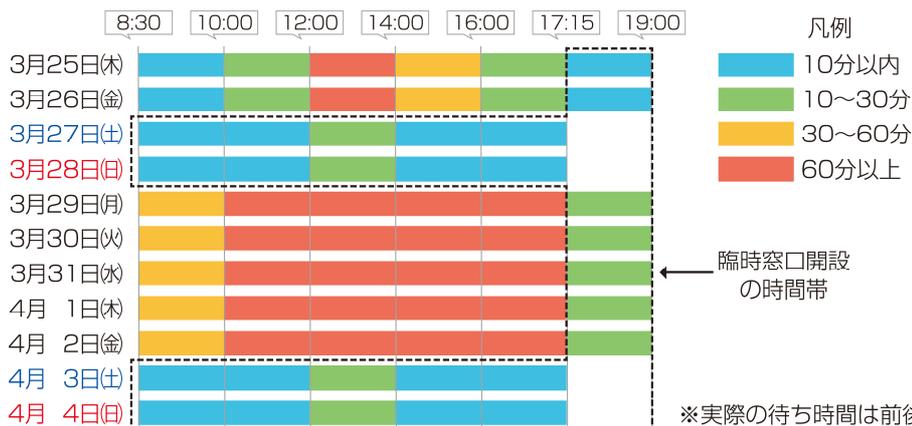
混雑緩和（密集回避）につながる方法

※スマートフォン等でQRコードを読み取ると、ウェブサイトの該当ページへアクセスできます。

1 混雑する時間帯を避ける

例年この時期は、**平日昼間の窓口が大変混雑します**。
待ち時間の少ない時間帯がオススメです。

期間中の待ち時間の予想(番号札発行から窓口にお呼びするまでの時間)



住所変更や戸籍等の届け出の場合、窓口受付後に書類審査・登録処理等があるため、**完了までお待ちいただくこととなります**。

混雑状況や届け出内容、各種証明書の請求の有無にもよりますが、番号札発行からすべての処理が完了するまで、**合計で2時間以上の待ち時間が発生する場合があります**。

※実際の待ち時間は前後しますので、あらかじめご了承ください。

2 ウェブサイトで現在の窓口状況をチェックする

市民課窓口の混雑状況や処理完了状況がリアルタイムで確認できます。



5 郵便により各種証明書の請求または転出の届け出を行う

必要書類を市民課へ送付いただくことで、郵便で手続き可能です。

※郵便では取り扱いできないものがあります。



3 住民票等はコンビニの専用端末で取得する

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機から取得できます。



6 転出（郡山市外へのお引越し）は早めに届け出を済ませる

転出届は、異動予定日の1か月前から届け出ることができます。

※転出の届け出後でも、郡山市の国民健康保険証や子ども医療受給資格者証等は、異動日までお使いいただけます。

4 ウェブサイトから住民票等の交付予約をする

あらかじめ交付予約することで、待ち時間なく専用窓口で受取り可能です。

※住民票および印鑑登録証明書のみ対象



転入・転居等の届け出は、住民基本台帳法により住み始めてから14日以内に行う必要がありますが、新型コロナウイルス感染症予防を理由に届出期間を超過してしまっても、同法上の「正当な理由」として受付いたします。

届け出を急ぐ必要がない場合は、混雑時を避けてお越しください。



この印刷物は、環境にやさしいFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。紙へリサイクル可。